

越中の人で、又攝津の蓮泉寺を開いた。寛文十二年五月三日九十二歳で寂。

**チヨウシ 徴士** 明治元年二月以降朝廷の政務を掌らしめる爲各藩から徴された士をいふ。加賀藩では四月廿三日安井顯比が徴士新潟裁判所在勤内國權判事に任ぜられ、五月十二日岡田正忠・北川克由が徴士江戶府在勤判法官權判事に任ぜられ、同月廿一日陸原惟厚が徴士軍務官權判事となり、七月里見元権が徴士柏崎縣判事になつたが病の故を以て就職しなかつた等の如き是である。

**チヨウシグチ 銚子口** チヨシグチ 河北郡金浦郷に屬する部落。

**チヨウジヤガハ 長者川** 羽咋郡敷波領櫻谷内及び宿村領中田谷内から流出し、羽咋に至つて子浦川に合する。

**チヨウジヤガハナ 長者ヶ鼻** 鹿島郡通の出崎をいふ。

**チヨウジユ 長壽** 加賀藩に於ける長壽の最として傳へられるものは鳳至郡田村善通寺の住持祐正で、享保十五年百三十一で歿したと傳へる。しかし青地禮幹の可觀小説に、享保七年百二十三歳といふ時に訪ねたが、八十歳許に見えたとあるから、實際は疑はしい。今金澤のみに就いて長壽人を求めるに、その第一は淵上町越中屋典右衛門の後家たよで、天保九年六月十六日百十八歳で歿し、又木新保荒町の浪人梅村宗榮は、享保十六年十一月晦日百十七歳で歿したといふ。次に百十三歳で天保七年十二月十五日に歿した欠原町横濱屋九右衛門父權兵衛があり、次に百十二歳で天保五年四月廿七日に歿した千日町越中屋三四郎母いよがあり、次に百十一歳で天保八年

二月二日に歿した野町千手院門前桑原屋婦ます母きくと、天保九年八月廿八日に歿した岸川川上藤棚成福寺門前越中屋婦しげ母まさがあり、次に百十歳で寶曆六年九月廿五日に歿した石川郡宮腰達磨町(後金澤に寄留)念佛屋伊平母とめがある。

**チヨウシユウジ 長周寺** 金澤下百々女木町に在つて、眞宗東派に屬する。

**チヨウシユウセイバツ 長州征伐** (一)前記一元治元年八月十三日在京の閣老稻葉美濃守正邦は、加賀藩の吏を招き、幕府が將に長藩を征討せんとするを以て、藩の老臣長大隅守連恭を山陰道方面の殿軍として石見に進ま

しむべき命を發した。藩侯前田齊泰親翰を連恭に與へ、大に奮勵して勇名を輝かすべきことを囑したが、同月廿二日卒然江戸の閣老は、京都に於ける前命令が事の齟齬に出たものであるとの理由によつて、加賀藩の任務を解除した。蓋し元治の變に世子慶寧の謹慎を命ぜられた後、齊泰が未だ江戸に至つて謝罪の誠意を致さなかつた故に、今に於いて公役を課するは幕府の威嚴を失墜するものであるとしたのであつた。次いで八月廿二日幕府は齊泰に出府を命じ、齊泰は九月十一日發途を約したが、その前日に至つて病と稱して期を延べ、十月廿四日家老前田典膳を江戸に遣はし、

武門の面目を維持せんが爲、再び齊泰に禁關の守備を命じ、且つ征長の役に關しては、藩が既に準備を了したるを以て、前令に基づいて出師せしめられんことを要求した。因つて十一月十七日阿部豊後守正外は藩吏を招き、慶寧の退京に對する處分に對しては他日に之を保留するも、改めて齊泰に京師の警護を命

じ、且つその病少しく癒えるに至らば速かに參勤すべきことを命じ、又征長の事に關しては、齊泰の代理として長連恭を藥州路の先鋒たらしめることを令した。齊泰乃ち同月十八日再び親翰を連恭に與へてその發奮を促し、禁關守護の爲には別に横山隆平を派遣した。

(二)出師一既にして長連恭は、出陣の日將近きにあつたから、十一月廿五日參内して天機を奉伺したが、孝明天皇は野々宮中納言をして厚く囑はしめ給うた。この日以後連恭配下の士卒は陸續として京を發し、淀川を下つて大坂に向かうたが、當時海上風波愁かでないかつたから、十二月四日に至り初めて四千餘人を船二十二隻に分乗出帆せしめ、七日には

連恭も藩有の汽船發機丸に搭乘した。しかし強風尙止まずして操舵意の如くならず、十四日漸く安藝國安藝郡江波村に上陸することを得、海寶寺を陣營とし、十五日廣島城外にある總督松平慶勝を訪うて着陣を告げた。十九日連恭は總督より、緩急の際廣島の西口草津を加賀藩の防備區域とすべきを以て、豫め斥候を派してその地を偵察すべきことを命ぜられ、廿四日轉じて東寺町禪林寺を本營とし、

同町源勝寺・等覺院に士卒を收容した。然るに廿七日總督は連恭を召して、長藩が既に恭順の意を表せるを以て、征討軍を撤退すべきことを告げ、廿八日には又連恭を襲し、紅色戎服地を賜はつた。因つて加賀藩の諸隊は、慶應元年正月三日以降歸途に上り、連恭も七日禪林寺を發し、小舟に乗じて宇品に着し、

十一日發機丸に搭して十四日兵庫に至り、淀川を経て十六日建仁寺に入り、諸隊廿一日を以て亦盡く歸着した。是に於いて廿二日連恭

は京を發し、二月朔日金澤に入つたので、齊泰は時服二領を與へて之を賞し、後七月朔日齊泰の京師に在つた時、再び備前祐定の裝刀を贈つて軍功を囑うた。

(三)再發一然るにその後長藩は更に抵抗の勢を示したから、幕府は再征の命を發せざるを得ざるに至つた。是より先齊泰は、慶應元年二月廿八日金澤を發して江戸に參勤したが、

四月廿六日將軍徳川家茂に獻言して、長州再征の不可なる所以を述べ、五月十一日江戸を發して歸藩し、閏五月二日京師に往き、廿一日復在洛の將軍に輕々しく征長の役を起すべからざる理由を述べた。蓋し齊泰は、去年水戸浪士の西上した際、之を防止する爲南越に

派遣せられた各藩が、如何に非力無能であつたかに考へて、長藩と實戦を交ふるの日如何なる結果に歸着すべきかは、略之を逆睹し得たに因るのである。しかも齊泰の意見竟に行はれずして、幕府は長藩再征の兵を出したが、

加賀藩は前役に於けるが如く、從軍の命を受けることはなかつた。

**チヨウシユク 澄祝** 白山本宮の長吏。澄祝が山科言繼と親交のあつたことは、言繼卿記大永七年以下に見えて白山長吏法印と書かれ、同年三月二日の條には法印澄祝と記されてゐる。又白山宮莊嚴講中記録享祿四年の條に、『同年七月本願寺ヨリ下間人數率シ下。同廿三日澄祝法印奉 憑當山へ出、則清澤放水スル也。』とあり、同書に天文五年八幡結縁寺の常行堂起立の時にも法印澄祝とある。

**チヨウジユジ 長壽寺** 鹿島郡小島に在つて、日蓮宗に屬する。山號は久遠山。寺記に長祿元年實孝の草創とする。寺藏紙本著色釋

は京を發し、二月朔日金澤に入つたので、齊泰は時服二領を與へて之を賞し、後七月朔日齊泰の京師に在つた時、再び備前祐定の裝刀を贈つて軍功を囑うた。